

補助金等の見直しについて
(提 言 書)

平成 16 年 10 月 19 日

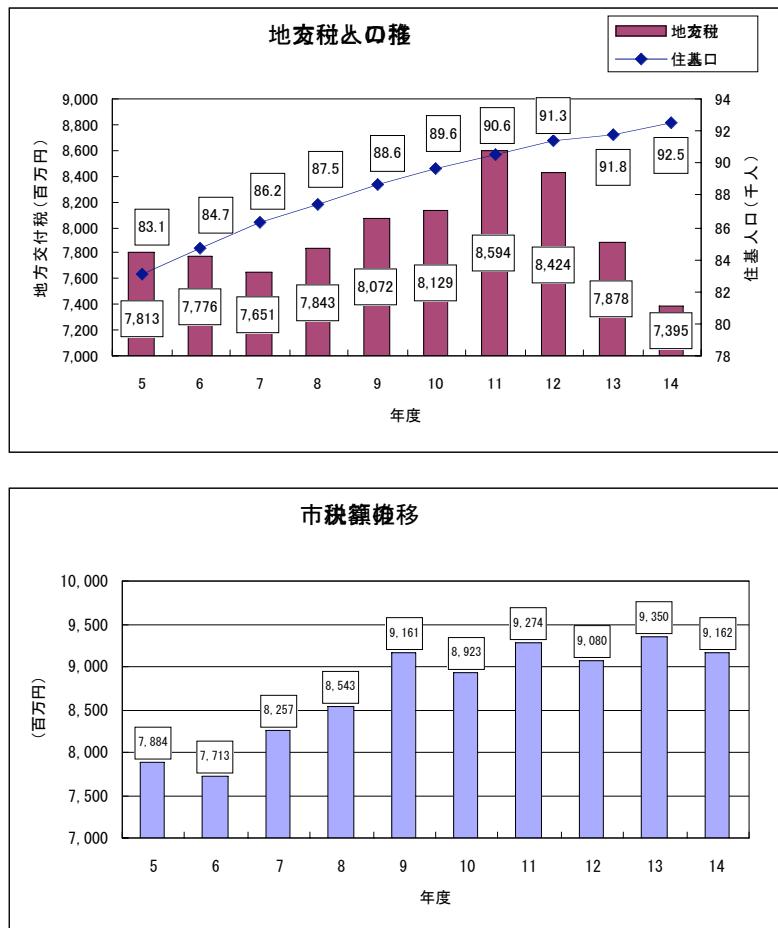
宗像市行財政改革推進委員会
補 助 金 等 見 直 し 部 会

目 次

第1	はじめに	1
第2	問題点と課題	2
第3	審議経過	4
第4	見直しの基本方針	6
第5	補助金等の審査判定	7
	補助金等審査判定シート	9
	補助金等審査判定結果	11
	縮減率・縮減額設定の考え方	25
第6	補助金等見直しの指針	26
○	参考資料	
資料1	補助金等見直し部会委員名簿	28
資料2	補助金等見直し部会設置要領	29

第1 はじめに

経済の長期低迷により市税収入は伸び悩み、国から交付される地方交付税も大幅な減額が続いており、市の財政は年々厳しさを増している。



※1 このグラフは、平成5年度から14年度までの10年間の普通会計（一般会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計）における地方交付税、住民基本台帳人口、住民税の推移を示したものであり、旧宗像市と旧玄海町の数値を合算したものである。

このため、抜本的な改革のもと、効率的な行財政運営を行うことが緊急の課題である。

補助金制度は、市民活動の活性化、効率的な行政運営、産業の発展等に寄与する役割を持つ一方、様々な問題点が指摘されてきた。

また、市が支出する補助金等は年々増加傾向にあり、平成16年度一般会計当初予算においては、344件、34億2,525万円が計上されている。これは、一般会計当初予算の12.6%を占めるもので、補助金等の見直しは行財政改革の重要な取り組みの一つと言える。

補助金等見直し部会（以下「部会」という。）は、個々の補助金等の検証を行いながら問題点を整理し、もって補助金等のあり方についての指針づくりを行うため、宗像市行財政改革推進委員会の専門部会として設置され、11回にわたる活発な綱審議を行ってきた。

この度、審議の結果を以下のとおり取りまとめたので、ここに提言する。

市にあっては、この提言を最大限尊重し、適正な見直しを行うよう要望する。

第2 問題点と課題

1 「補助金等」とは

「補助金等」とは、地方公共団体が支出する経費のうち、「補助金」、「負担金」及び「交付金」と呼ばれるものである。

(1) 補助金

補助金とは、特定の事業又は研究を行うものに対し、その事業若しくは研究を助成するため法令の規定に基づいて交付するもの、又は特定の事業若しくは研究が公益上必要がある場合にこれを助成するために交付するものである。

補助金の支出の根拠として、地方自治法第232条の2において、「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、公益上の必要がなければ、地方公共団体が他の団体等に補助金を交付することはできない。

(2) 負担金

負担金とは、一般的には法令又は契約に基づいて国又は地方公共団体に対して負担しなければならない経費をいう。法令上特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して一定の金額を支出する場合等がある。例えば、県道整備事業等の市町村負担金がこれにあたる。

そのほか、任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出する場合がある。例えば、市が構成団体となっている一部事務組合、全国市長会、全国市議会議長会をはじめ、何々振興協議会、何々推進協議会等に対する会費等がこれにあたる。

(3) 交付金

交付金とは、法令又は条例等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合に、その事務処理の報償として受託団体等に交付するものという。

2 問題点と課題

補助金等をめぐっては、以下のような事項が問題点として挙げられる。

- ・ 長期間にわたって見直しが行われず、惰性で交付されているものがある。(平成16年度当初予算に計上された補助金等344件のうち、244件が10年以上にわたって交付されている。)
- ・ 団体にとって補助金等が既得権化しており、かえって団体の自主自立を阻害している。
- ・ 多額の繰越金が生じていたり、補助金等の対象となる事業費が不明確であったりと、補助金額の算出根拠に不適切なものがある。
- ・ 自己負担を適切に徴収していない団体がある。
- ・ 過度に補助金等に依存している団体がある一方、自主財源により自立可能と思われ

る団体もある。

- ・ 補助金額が少額であり、交付の効果が期待できないものがある。
- ・ 補助金等ごとに補助率、補助額等が異なっており、統一的な補助基準がない。
- ・ 交付の効果が全くと言って良いほど検証されていない。

以上のような問題点を解消し、真に公益性があり、市民の理解が得られるものに改めることが課題となっている。

第3 審議経過

部会では、以下のような内容について審議を行ってきた。

日 程	審 議 内 容
平成 16 年 5 月 10 日	・見直しの目的、対象等の明確化
平成 16 年 5 月 24 日	・補助金及び負担金の推移、問題点等の整理 ・補助金等の類型化
平成 16 年 6 月 7 日	・補助金等見直し方針の設定
平成 16 年 6 月 28 日	・補助金等見直し方針の設定
平成 16 年 7 月 26 日	・個別の補助金等の検証
平成 16 年 8 月 4 日	・個別の補助金等の検証
平成 16 年 8 月 19 日	・個別の補助金等の検証 ・部会の中間報告について
平成 16 年 9 月 10 日	・個別の補助金等の検証
平成 16 年 9 月 13 日	・個別の補助金等の検証
平成 16 年 10 月 8 日	・個別の補助金等の検証 ・縮減率・縮減額の設定 ・補助金等見直しの指針づくり
平成 16 年 10 月 19 日	・提言書の確認

(1) 見直しの目的、対象等の明確化

補助金及び負担金の推移、問題点等の整理

補助金等の類型化

はじめに、補助金等を見直すにあたっての目的、対象等を明確にしたうえで、すべての補助金等を類型化して現状を分析し、問題点の整理を行った。

(2) 補助金等見直し方針の設定

次に、すべての補助金等を客観的に検証するため、「補助金等審査判定シート」を作成した。

(3) 個別の補助金等の検証

縮減率・縮減額の設定

さらに、「補助金等審査判定シート」を用いてすべての補助金等について検証を行い、拡充、継続、縮減、廃止の判定を行った。判定結果については、その判定に至った理由を明らかにするとともに、期間を限定して交付すべきものについては、終期設定を併せて検討した。また、判定結果が縮減となった補助金等については、縮減すべき額及び率を数値化した。

(4) 補助金等見直しの指針づくり

最後に、今後も市の補助金等が適正に交付されるよう補助金等見直しの指針づくりを行った。

第4 見直しの基本方針

補助金等の見直しは、以下のような点を基本方針として行われるべきであると考える。

① 補助金交付の適正化

補助金の対象となる事業が「その範囲、内容は、公益上必要があるものに限られる」という観点から、既存の補助金について、

- ・交付の目的
- ・補助金額
- ・補助期間
- ・補助による効果
- ・公平性

等を検証し、必要があれば、廃止、縮減、終期設定等の検討を行い、補助金交付の適正化を図るべきである。

適正化に当たっては、

- ・聖域なくすべての補助金等について
- ・ゼロからの視点で
- ・あらゆる利害関係を断ち切って客観的に

行うべきである。

② 補助金等の総額の抑制

長引く景気低迷等による厳しい財政状況に対応するとともに、市が支出する補助金等が市民の税金によって賄われていることを考えて、義務的に支出しなければならないものを除いて、縮減、廃止等の方策について検討するとともに、①の実施により、補助金等の総額の抑制を図るべきである。

③ 補助金等の指針づくり

補助金等の交付に当たっては、地方自治法や宗像市補助金等交付規則に事務手続についての原則的な定めがあるものの、交付基準、チェック体制、情報公開など、明確な指針がない。

このため、

- ・交付基準（補助率、補助金額、交付期間の設定、様式類等）
- ・チェック体制（交付申請、交付決定の方法等）
- ・情報公開（市民への透明性の確保の手段等）

等を検討し、補助金等の指針づくりを行うべきである。

第5 補助金等の審査判定

1 補助金等審査判定シート

部会では、個々の補助金等を検証し、拡充、継続、縮減、廃止の審査判定を行うにあたり、客観的に、同一の基準で、効率的に審議が行えるように、「補助金等審査判定シート」を作成した。

作成にあたっては、以下の点に留意した。

(1) 公益性

そもそも公益性がなければ、地方公共団体は補助金を支出することができない。

そこで、不特定多数の市民の利益につながること、市の施策の推進につながること、市民の社会保障につながること等を総合的に判断し、公益性の有無を判定することとした。

(2) 必要性

公益性があるとしても、市民にとって必要性の薄いものであれば、交付が適当であるとは言えない。そこで、

- ・社会経済情勢、市民のニーズ等に合致しているか
 - ・他へ補助するのではなく、市が直接実施すべきではないか
 - ・民間で同様のサービスが提供されているのではないか
 - ・補助に頼ることなく、自主自立が可能ではないか
- といった点から、必要性の有無を判定することとした。

(3) 性質

補助金等は、その性質に応じて次のように分類することができる。

分類		説明
大分類	小分類	
1 性質による分類	1 運営費補助金等	団体の運営に係る経費の一部または全部を補助または負担するもの
	2 事業費補助金等	団体等が実施する事業に係る経費の一部または全部を補助または負担するもの
	3 扶助的補助金	生活困窮者、身体障害者等の弱者救済、福祉向上の観点から補助するもの
	4 その他補助金	1から3に当てはまらないもの

とりわけ、運営費補助金等は団体の自主自立を阻害するなど、多くの問題が指摘されており、他の補助金等とは性質が大きく異なっている。そのため、性質による判定項目を設け、運営費補助金等と他の補助金等を区別することとした。

(4) 妥当性

公益性や必要性があっても、交付の形態や内容が妥当性を欠くものであれば、交付

が適当であるとは言えない。そのため、

- ・応分の自己負担を徴収しているか
 - ・多額の繰越金が発生していないか
 - ・対象事業費が妥当な額であるか
 - ・零細な補助、負担、交付であり、効果が期待できないのではないか
 - ・対象事業費に不適切な経費を含んでいないか
 - ・対象事業費に対する補助金等の割合が 7 割を超えていないか
- といった点から、妥当性の有無を判定することとした。

(5) 効果

交付に対する効果が非常に高い場合は、充実・強化して交付すべきものとして判定することとした。

(6) 終期設定

拡充、継続または縮減して交付すべきものとして判定した補助金等のうち、さらに終期を設定することが望ましいものについては、別途終期を設定することとした。

(7) 救済措置

客観的な判定項目により審査判定を行うため、真に必要な補助金等であっても廃止または縮減と判定される恐れがある。

そのため、

- ・現在の社会経済情勢には合致しないが、長期的な視点に立って、将来のまちづくりのため必要である
- ・市が特に重点的に推進している事業に該当する
- ・特定の市民の利益にとどまるが、最低限の生活保障のため必要である
- ・応分の自己負担を徴収できない客観的かつ合理的な理由がある
- ・零細な補助、負担、交付であるが、団体等にとって補助金等が必要不可欠である客観的かつ合理的な理由がある
- ・対象事業費に対する補助金等の割合が 7 割を超える客観的かつ合理的な理由がある等の視点を総合的に判断し、必要があれば救済し、判定を上方修正することとした。

2 審査判定結果

補助金等審査判定シートに基づき、すべての補助金 137 件について審査判定を行った。

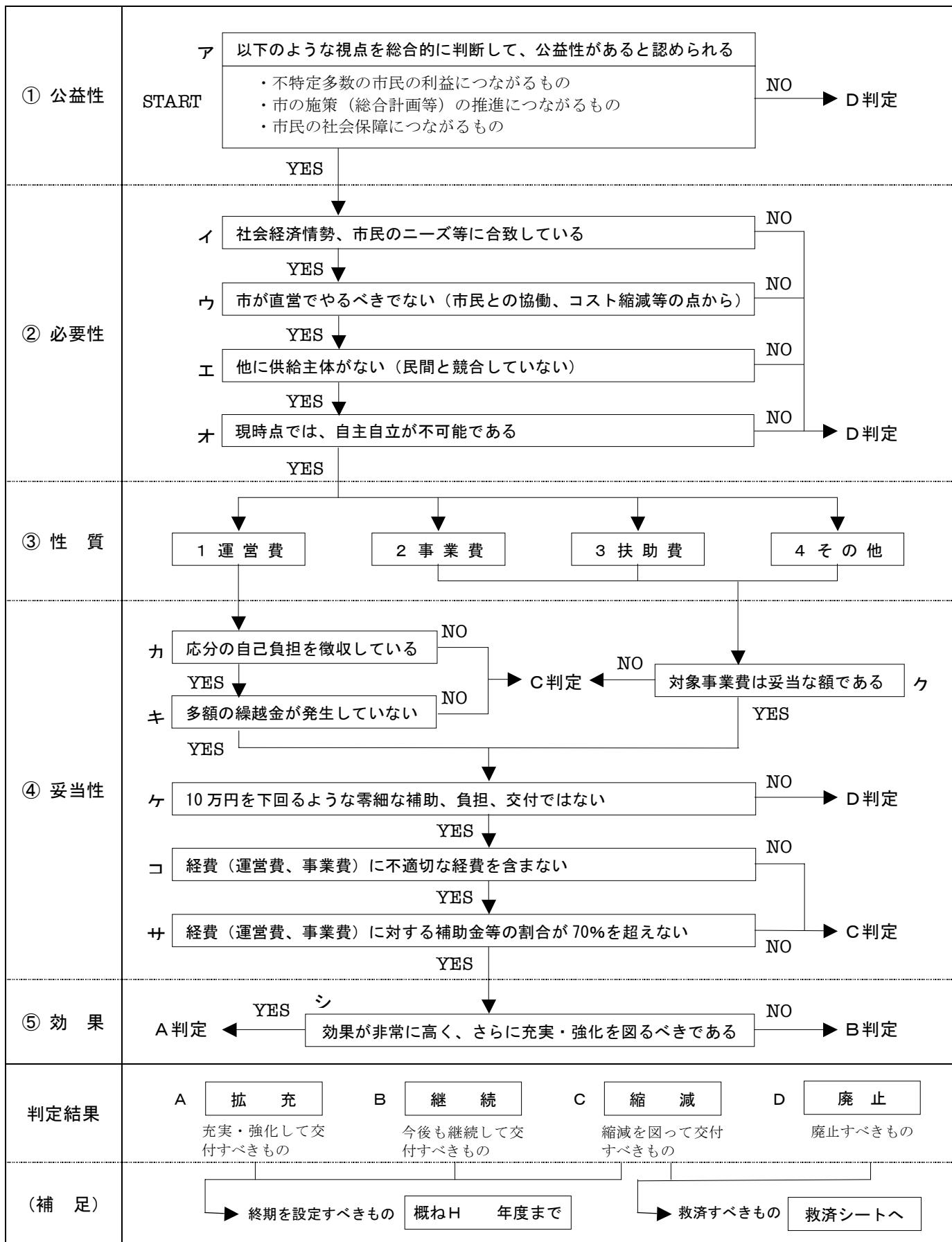
また、負担金及び交付金のうち、加入が任意的であり、かつ、予算決算・事業内容に問題があると思われるもの 24 件についても、同様に審査判定を行った。

さらに、縮減すべきものと判定した補助金等 42 件については、縮減率を設定し、廃止すべきものと判定した補助金等 37 件と併せて縮減額を明記した。

市にあっては、この審査判定結果を最大限尊重するとともに、廃止または縮減と判定された補助金等にあっては、直ちに平成 17 年度当初予算に反映されたい。

補助金等審査判定シート

※ 支出が義務付けられている補助金等は、この限りではない。



C、D判定補助金等救済シート

